

埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

架空請求

こんな封書、届いていませんか!?

裁判所などをかたる請求にご注意



総合消費料金訴訟 最終告知の お知らせ

ご本人から連絡なき場
合、訴訟手続きに移行し
ます。

★取下げ期日 ○月○日

地方裁判所 管理局
お問合せ窓口
03-XXX-XXX

訴訟!?
大変!!

電話
しなきや



封書が届き
まして…

解決に向けて
弁護士を紹介
します



弁護士をかたる。
人物は——

助けて
ください

着手金
27万円が
必要です

コンビニの
端末から
支払って
ください



支払後、電話があり――

相手は
あと100万円
支払えば示談に
応じるそうです

……じりり
じりり

本当に大丈夫!?

まった!



「訴訟」「裁判」など

見慣れない言葉に **あわてない**

本当に大丈夫!?

まった!



「解決します!」に

惑わされず **電話をしない**

本当に大丈夫!?

まった!



③ 身に覚えのない請求には **応じない**

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口にご相談ください

消費者
ホットライン

い や や!
TEL 188

最寄りの相談窓口につながります!



埼玉県マスコット
「コバトン」



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。